令和８年（フ）第１１８９号
愛知県小牧市城山１丁目６番地６　コンフォール城山６号棟502号、従前の住所岐阜市琴塚３丁目12番20号
破産者　乙部　　覚
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３９７号
名古屋市中区千代田２丁目９番30号　ＬＵＭＩＮＯＵＳ　ＴＳＵＲＵＭＡＫＯＥＮ205号
破産者　小島　佑斗
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和５年（フ）第１２５号
大阪府大東市南新田１丁目南新田団地８号棟301号室、住民票上の住所大阪府富田林市小金台１丁目10番29号（202）
破産者　松崎　洋子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６１号
神戸市長田区若松町３丁目１－１フレールアスタ若松住宅１号棟1104号室、住民票上の住所兵庫県西宮市西福町13番17―303号　（従前の住所）神戸市兵庫区新開地５丁目２番７―204号
破産者　河本　英博
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４６９号
神戸市東灘区岡本７丁目14番15―508号
破産者　ｔｏｔｅ　ｃｏｆｆｅｅこと　村上貴昭
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３６６号
岡山県玉野市玉原１丁目３番305号
破産者　田中　光雄
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３９７号
広島市安芸区矢野西五丁目20番８―309号
破産者　菅野　淳太
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６０８号
広島市中区舟入中町３番７―503号
破産者　松本　琴子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２３号
山口県岩国市門前町２丁目６－１－101（開始決定時の住所）山口県岩国市美和町生見12441番地25
破産者　児玉　静男
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

令和８年（フ）第２４号
愛媛県今治市小泉５丁目６番38号　特別養護老人ホーム　日高荘、前住所愛媛県今治市高市甲37番地３、（前々住所）愛媛県今治市東鳥生町１丁目７番47号　日光マンション　５号
破産者　越智ことみ
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第１９号
高知県高岡郡四万十町窪川1380番地58
破産者　今井（旧姓　山沖）　寿子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

令和８年（フ）第３０号
福岡県八女市星野村1490番地　縫尾団地14号、前住所福岡県久留米市津福本町1688番地144　ベルナールⅡＢ棟105号
破産者　山口　洋二
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和８年（フ）第３８号
福岡県八女市酒井田299番地３
破産者　松﨑　啓介
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和７年（フ）第４４号
大分県日田市隈１丁目１番28号　伊藤店舗ビル　２Ｆ号室、前住所大分県日田市亀山町２番18号　伊藤ビル１Ｆ
破産者　綿川　裕樹
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

令和７年（フ）第５８８号
宮崎市高岡町浦之名4217番地13、前住所鹿児島県日置市伊集院町妙円寺三丁目13番地６
破産者　山下　成人
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第２１１号
鹿児島県いちき串木野市麓541番地
破産者　吉武　寛史
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第２３４号
鹿児島県日置市吹上町湯之浦764番地10
破産者　勅使河原一隆
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第２３５号
鹿児島県日置市吹上町湯之浦764番地10
破産者　勅使河原けい子
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係